

お知らせ

道発注工事における社会保険等未加入対策について

二次以下の下請負人を含め、社会保険等加入者に限定

道においては、平成28年度から、道発注の建設工事において、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入建設業者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険の加入をさらに促進するため、二次以下の下請負人についても、平成30年4月から、原則、社会保険等加入建設業者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

1 建設工事請負標準契約書式（契約書）の改正内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけることとしました。

（第3条関係）

- 受注者は、契約の締結後14日以内に設計図書に基づき、工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 二次以下の下請人を含む社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととしました。（第6条の2関係）

- 受注者は、次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務のない者を除く）を下請人としてはならない。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2次以下下請負人については、特別な事情があると発注者が認めたとき、又は、発注者が受注者に対して届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該書類を提出した場合。

2 施行年月日

平成30年4月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

3 その他

社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合、契約違反を行った受注者に対し、指名停止や工事施行成績評定の減点を行います。

なお、ペナルティの適用については、平成30年10月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

■ 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm>)

入札参加者の皆様へ

北海道建設部及び建設管理部が発注（委託）する「北海道建設部土木関係工事積算要領」を適用するすべての工事（業務）において、令和2年10月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から法定外の労災保険（保険の等級、特約の有無等は問わない）に付さなければなりません。

○法定外の労災保険について

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

○道との事務手続について

受注者（受託者）は、法定外の労災保険の証券の写し等を対象工事（業務）の着手前までに、工事監督員（業務担当員）へ提出してください。

※詳しくは、北海道建設部建設政策局建設管理課のHPをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/houteigairousaihoken.htm>

申請書に添付する書類について

参加申請される業者の皆様におかれましては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを申請書に添付していただいているところですが、契約日（入札日の翌週月曜日）に1年7ヶ月を経過する通知書については、更新確認のため、現在申請中の「経営規模等評価申請書」副本（審査窓口の收受印が押印されたもの）の写しも併せて添付してください。